

教私第3264号
令和4年3月18日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

令和4年3月17日、政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、大阪府は、3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了することとされました。

これを受け、大阪府では、本日、第74回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府立学校における今後の教育活動について、別添資料のとおり決定いたしました。

これまで、私立学校園に対し教育活動の制限を要請してまいりましたが、この決定を受け3月22日以降は解除させていただきます。今後は、別添「府立学校における今後の教育活動について」を参考に、教育活動を推進いただきますとともに、春季休業期間を迎え、外出する機会や人と接することが増えることが予想されるため、引き続き、児童・生徒に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【添付資料】

- ・府立学校における今後の教育活動について
(第74回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・府立学校における今後の教育活動等について（鑑のみ）
(令和4年3月18日付け教育振興室長通知)
- ・市町村立学校園における今後の教育活動について（鑑・別添）
(令和4年3月18日付け大阪府教育委員会教育長通知)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4835)

幼稚園振興グループ

成相、菅 (06-6941-0351 内線 4816)

専各振興グループ

江藤、大東 (06-6941-0351 内線 4862)